

令和3年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和4年3月7日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和3年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和4年3月7日（月）

午後2時00分～午後4時33分

若松地域センター2階 第1集会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 保護樹木等の指定及び解除について
- (2) みどりのモデル地区指定の継続について
- (3) みどり公園基金の処分について

3 報 告

令和3年度第1回みどりの推進審議会小委員会の審議結果について

4 連絡事項

5 閉 会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第16期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 みどりのモデル地区指定の継続について
- 5 みどり公園基金の処分について
- 6 令和3年度第1回みどりの推進審議会小委員会の審議結果について
- 7 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 8 新宿区みどり公園基金条例
- 9 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 10 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 11 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

出席委員 13名

会 長 熊 谷 洋 一
委 員 池 邊 このみ
委 員 渋 江 桂 子
委 員 渡 辺 芳 子
委 員 三 浦 久美子
委 員 小 島 健 志
委 員 藤 田 茂

副会長 齋 藤 馨
委 員 山 本 清 龍
委 員 吉 川 信 一
委 員 太 田 幸 一
委 員 山 崎 裕 子
委 員 椎 名 豊 勝

◎開会

熊谷会長 皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、これより令和 3 年度第 2 回新宿区みどりの推進審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席状況及び配布資料等について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、またコロナ禍の中、特別出張所の会議室までお越しいただきまして本当にありがとうございます。私は事務局のみどり公園課長の依田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、この会議室、窓が開かないと貼ってありますが、自動換気システムが作動しておりますので、その点は御安心いただければと思っております。

それでは初めに、本日の委員の出席状況について御報告させていただきます。

本日は竹川委員と小林委員から欠席の連絡をいただいております。また、現在、三浦委員がお見えになっておりません。このため本日は、15名中12名の出席によりまして審議会は成立しております。

みどりの審議会は、新宿区みどりの条例施行規則におきまして会議は公開を原則とします。本日の議事内容から公開しても支障はないと思われることから、公開とさせていただきますと考えております。ちなみに本日は、傍聴を希望される方はお見えになっておりません。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

本日の会議でございますが、16時を目途に終了したいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日の資料について御説明させていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第が 1 枚、そして資料 1、みどりの推進審議会委員の名簿です。資料 2 としまして、保護樹木等の指定及び解除について、資料 3 が、指定及び解除対象樹木の写真で、こちらは回収資料になりますのでお持ち帰りいただけない資料になります。資料 4 が、みどりのモデル地区の指定の継続についての資料になります。資料 5 は、みどり公園基金の処分

についての資料になります。資料6としまして、令和3年度第1回みどりの推進審議会小委員会の審議結果について、資料7が、新宿区みどりの条例と施行規則、資料8が、新宿区みどり公園基金条例となります。そのほかの冊子類になります。みどりの文化財ガイドブック、また、新宿区みどりの基本計画（改定）、みどりの実態調査報告書（第9次）、こちらの冊子は回収資料となっております。

以上、資料の不足等はありませんでしょうか。

ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎報告

熊谷会長 それでは、資料の御確認もいただいたようですので、議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、議事次第にあります3件となります。

まず1件目の保護樹木等の指定及び解除についてから御審議をお願いしたいところですが、委員の皆様にご案内のとおり、昨年12月に保護樹木の指定解除を急ぐ案件が生じたことから、急遽、小委員会を開催させていただきました。つきましては、小委員会の御報告をまず先にさせていただき、引き続き本日の議題となっております保護樹木等の指定及び解除について御審議をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、小委員会の報告からさせていただきます。

資料6を御覧ください。資料6は1枚の紙になっております。昨年の12月に保護樹木で指定解除を急ぐ案件が生じたことから、急遽、会長に小委員会を招集していただきました。事前に小委員会委員以外の皆様にも資料をお送りして御意見をいただくとともに、結果についても既に御報告させていただいておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

令和3年度第1回みどりの推進審議会小委員会は、昨年12月21日に開催をいたしました。小委員会委員8名中6名の出席をいただき成立しております。内容は保護樹木の指定解除1件です。中井二丁目の個人の所有する土地のケヤキなど計10本です。土地を売却するという事で、今回、解除のお申出がありました。10本の内訳といたしましては、昭和55年に指定

しましたケヤキ、ヤマハゼ、トウカエデの3本、また、平成30年に指定しましたスタジイが2本、クスノキが2本、ヤマザクラ、シロマツ、エノキになります。

小委員会では、事務局から審議対象樹木を指定した際の経緯のほか、パワーポイントを使用して対象樹木について1本ずつの形状や生育環境などについて御説明した後、御審議の上、御了承いただきましたので、御報告をさせていただきます。

報告は以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、保護樹木1件、10本の解除について、小委員会で御審議いただき御了承をいただきましたので御報告とさせていただきます。

何か御質問等ございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

◎審議

熊谷会長 特に御質問、御意見がないようですので、引き続き本日の審議事項に移らせていただきます。

保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 本日1件目に御審議いただくのは、保護樹木の指定8件、13本と解除5件、5本についてでございます。資料2に基づきまして担当係長より映像を交えて御説明をさせていただきます。申し訳ございませんが、室内の明かりを落とさせていただきます。

事務局（八住） みどりの係長の八住です。よろしくをお願いいたします。着席をして説明をさせていただきます。

それでは、本日御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきまして、お手元の資料2の内容を映像にまとめておりますので、前のスクリーンを御覧になりながらお聞きになっていただければと思います。

次をお願いします。保護樹木の指定につきましては前回の審議会後の9月1日から、解除については前回の小委員会後の12月22日から本日3月7日までにお申出のあった案件です。今回、公有地保護樹木の指定及び解除の案件はございません。全て民有地の保護樹木等の指定及び解除の案件となっております。

保護樹木は指定件数8件、指定本数13本、解除件数5件、解除本数5本です。保護樹林及び保護生垣は指定、解除とも案件はございません。

次、お願いいたします。少々小さくて見づらくて申し訳ございません。

それでは、保護樹木等の指定の案件から御説明をいたします。

保護樹木の指定の案件は8件、13本になりまして、1件目は中落合四丁目の案件です。イチョウが1本です。

2件目も中落合四丁目の案件です。モッコクが1本です。

3件目は原町二丁目の案件です。エノキが1本、ソメイヨシノが1本です。

4件目は高田馬場一丁目の案件です。エノキが1本です。

5件目は東五軒町の案件です。ケヤキが4本です。

6件目は西早稲田一丁目の案件です。シダレザクラが1本です。

7件目は中井二丁目の案件です。スダジイが2本です。

8件目は西早稲田二丁目の案件です。イチョウが1本です。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1件目、中落合四丁目の案件です。高さ7.8メートル、幹回り1.67メートル、地元の方で管理をしていただいております不動尊にあるイチョウです。

次、お願いいたします。地元の町会長から依頼を受けまして調査をした際に保護樹木に該当するよい樹木があったため、お申出を受けたものです。強剪定を実施したばかりでしたが、樹勢は良好です。幹の根元に小さな空洞がありますが、現時点では問題ないと考えております。

2件目、同じく中落合四丁目の案件です。個人宅にあるモッコク1本です。高さ8.3メートル、幹回りは2幹に分かれておりまして、それぞれ1.06メートル、0.84メートルとなっております。1件目の不動尊の調査の際に立ち会ってくださった町内の方から、自宅にも大きな樹木があると伺いまして現地調査を行ったものです。手入れが行き届いており樹形も樹勢も非常に良好です。

次にまいります。3件目、原町二丁目の案件です。お寺の敷地にあるエノキ1本、ソメイヨシノ1本です。住職から敷地内の大きな樹木を保護樹木に指定できないかとの相談を受けまして調査を行ったものです。1本ずつ御説明をいたします。

1本目、高さ8.16メートル、幹回り1.79メートルのエノキです。墓地の中にありまして樹形、樹勢ともに良好です。幹の中心に地際から上部まで腐朽後の空洞が見られますが、樹皮の巻き込みが良好で数年で塞がると思われます。

2本目、高さ6.7メートル、幹回り2.96メートルのソメイヨシノです。幹の腐朽が進行し

ていますが、高さ1.8メートルの位置から太く元気のよい枝が発生しておりまして、この樹木の樹冠を形成しています。また、この枝の元から太い不定根が発生して地上まで届いており、世代交代ができていると考えられます。大径木でもありまして、適切な維持管理支援を区が行っていくためにも保護樹木に指定したいと考えております。

4件目、高田馬場一丁目の案件です。神社の境内にある高さ15メートル、幹回り1.97メートルのエノキ1本です。既に指定されている別の保護樹木の調査に入った際に、保護樹木の対象となり得るということで指定をお願いして了承をいただいたものです。

次、5件目、東五軒町の案件です。集合住宅の敷地にあるケヤキ4本です。令和元年度に指定した3本の保護樹木がありまして、所有者から、ほかにも保護樹木に指定できる樹木があるのではないかととの相談を受けて現地調査を行ったものです。

1本ずつ御説明いたします。1本目、高さ15メートル、幹回り1.2メートルのケヤキです。2本目、高さ15メートル、幹回り1.33メートルのケヤキです。3本目、高さ15メートル、幹回り1.28メートルのケヤキです。4本目、高さ15メートル、幹回りは1.2メートルです。

いずれもマンションの建築時に植栽されたものと思われ、ほかにも同様のケヤキが数本ありますが、幹回りが基準に達していたものがこの4本になりますので、今回はこの4本の指定についてお諮りするものです。こちら公開空地にありまして空間もかなり確保されていると考えられます。4本とも順調かつ良好に生育しており、外観上、幹に目立つ腐朽等も見られず、樹形、樹勢ともに良好です。

6件目、西早稲田一丁目の案件です。お寺の山門脇にあるシダレザクラ1本です。高さ7.5メートル、幹回り1.22メートルで、地上3メートルのところまで2幹になっております。外観上、幹に目立つ腐朽は見られず、樹勢、樹形ともに良好です。早稲田通りから10メートルほど階段を上がったところに山門がありまして、その脇にこのシダレザクラがあつて、花の時期にはよいフォトスポットとなっております。

7件目、中井二丁目の案件です。個人宅にあるスダジイ2本です。

1本ずつ御説明をいたします。1本目、高さ7メートル、幹回り1.23メートルのスダジイです。2本目、高さ6.3メートル、幹回り1.43メートルのスダジイです。

共に樹高はそれほど高くありませんが、年2回ほど手入れを行っているとのことで、外観上、幹に目立つ腐朽なども見られず、樹形、樹勢ともに良好です。また、2本目のスダジイは根の張りもいい状況です。このお宅には既に保護樹木が1本ありまして、このアカマツの調査時に指定の対象となる樹木を見つけて指定の働きかけを行って、同意をいただいたもの

です。

8 件目、西早稲田二丁目の案件です。個人の所有する敷地にあるイチョウ 1 本です。高さ 6.7メートル、幹回り 1.31メートルのイチョウです。強剪定により小枝があまり残っていない状況ですが、外観上、幹に腐朽等は見られません。敷地内には、写真の奥に見えますけれども、既に保護樹木のケヤキがございまして、書類をお届けした際に所有者から指定について御相談を受けたものです。

保護樹木の指定につきましては以上となります。

続きまして、保護樹木の指定解除について御説明をいたします。

保護樹木の解除の案件は 5 件、5 本です。

1 件目は西落合一丁目の案件です。サトザクラ 1 本です。枯死したため解除のお申出がありました。

2 件目は西早稲田一丁目の案件です。サトザクラ 1 本です。同じく枯死したため解除のお申出がありました。

3 件目は下落合四丁目の案件です。ケヤキ 1 本です。維持管理が困難になったため解除のお申出がありました。

4 件目は高田馬場一丁目の案件です。イヌシデ 1 本です。枯死したため解除のお申出がありました。

5 件目は大久保二丁目の案件です。ソメイヨシノ 1 本です。衰弱しており回復の見込みがないため解除のお申出がありました。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1 件目、西落合一丁目にあるお寺のサトザクラ 1 本です。所有者から樹勢がよろしくないとの相談を受けまして調査をしたところ、枯死していたのを確認をしたものです。昨年 4 月にも調査をしておりまして、その際は幾らか弱っていたものの花はつけていたんですけども、敷地内にはほかにも 1 本の保護樹木を含むサトザクラが数本ございまして、いずれもやや衰弱ぎみですが、原因は不明です。引き続き経過観察を行ってまいります。なお、こちらには 9 本保護樹木がございましたので、1 本を解除し保護樹木の本数は 8 本となります。

2 件目、西早稲田一丁目、先ほど指定のところ御説明しました 6 件目のシダレザクラのお寺にあるサトザクラ 1 本です。1 月に書類をお届けした際、所有者から枯死しているようだと相談を受けまして調査をしたところ、幹の元の部分から枯損が確認されたため指定の解除のお申出に至ったものです。昨年の秋に造園業者を入れて作業を行った際に、枯れ枝が

落ちると危険だということで太い枝を切ったというふうに聞いております。5年前の平成28年10月に職員が調査を行った時点では樹勢は良好でしたが、1年前の昨年3月にはかなり衰弱しているのを確認しております。なお、こちらには4本保護樹木がありましたので、1本を解除し1本を新たに指定するということになりますと、保護樹木の本数は変わらず4本のままとなります。

3件目、下落合四丁目の個人のお宅にあるケヤキ1本です。昨年8月に所有者の方から、出入りの業者から樹勢が弱っていると言われたので調査してほしいとの御相談がありまして、9月に現地調査を行いました。その際、根元に一部腐朽があり、コフキタケの子実体も見られるが、すぐに倒木する危険性は少ないこと、ただ、写真を見ても分かるように、根元の部分から家屋に接近しておりまして、このままでは家屋に影響が出るかもしれないということをお伝えしました。その後、所有者から、以上の理由と併せて、本敷地が借地であり返却時のことを考えると、自分も高齢になってきたこともあり、現時点で指定を解除してほしいとのお申出を受けたものでございます。

4件目、高田馬場一丁目、先ほど指定のところで御説明しました4件目のエノキの神社にあるイヌシデ1本です。みどり公園課職員による調査時に枯損した倒木後の株だけが残っているのを発見いたしまして、所有者に確認したところ、境内には保護樹木24本のほか多数の高木があり、いつ倒木したかも定かではないとのことでした。原因は不明ですが、境内や隣接する区立諏訪の森公園内にあるほかのイヌシデも、枯損したり衰弱したりしているのを確認しております。倒木など保護樹木に異変があったときにはすぐに区に連絡するように、所有者には改めてお願いをしたところでございます。なお、助成金の上限額に達しているため助成額への影響はございません。こちらには現在24本保護樹木がありましたので、1本を解除し1本を新たに指定するということになりますと、保護樹木の本数は変わらず24本となります。

5件目、大久保二丁目の集合住宅の敷地内にあるソメイヨシノ1本です。マンションの管理人の方から、保護樹木のソメイヨシノが衰弱しているので調査してほしいとの御相談を受けまして精密診断を含む調査を行いました。

次、お願いします。レジストグラフによる精密診断では、幹の腐朽率が58.2%で、なおかつ一段高くなっている植栽ますの中にあるため土壌改良も難しく、太枝の切断跡からかなり腐朽が進行しているということもございまして、片枝で枝が落ちる可能性も高いことから指定解除を今回お諮りするものでございます。

保護樹木の解除については以上となります。

それでは、お手元にごございます資料2のほうを御覧いただければと思うんですけども、今御説明をいたしました一連について表にしております、裏面に、今回、保護樹木等指定及び解除を審議していただいて認めていただけましたときの承認後の本数というのを載せております。ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が1件、8本多くなります。

なお、令和2年度に委託により実施したみどりの実態調査の中で、保護樹木についても毎木調査を行っております。その際、不明な点があった箇所について改めて区職員による追跡調査を行った結果、学校や寺社など保護樹木を含む樹木が多数存在する規模の大きな4か所で、保護樹木が各1本ずつ、もともとなかったことが確認されております。このため、今回の指定及び解除で保護樹木は8本増えましたけれども、別途錯誤により4本減じることとさせていただきます。保護樹木を277件、1,280本に確定させていただければと考えております。なお、規模が大きいため助成額の上限に達しているなどの理由により、助成額への影響は全てございません。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま御説明をさせていただきました案件につきまして、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

まず案件の最初のほうで御説明をいただきました指定のほうに、何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 候補の7-2のスタジイですが。これちょっと写真が、隣のうちと隣接しているか何かよく分からないので、もう一度映していただければ、7-2、スタジイですね。

吉川委員 屋根が見えていますか……

事務局（城倉） 所有者の家の屋根です。

吉川委員 所有者の屋根、あー、そうですか。とても接近しているから、よく隣近所で隣のうちに近いとかなり問題になるんで、これは自分のうちなんですね。

事務局（城倉） そうです。かなり広い庭のおうちで。

吉川委員 あー、そうですか。屋根が見えるのは、これ屋根にかかっちゃっている可能性がある。分かりました。どうも。

熊谷会長 ほかに御質問なり御意見ございますでしょうか。

三浦委員、よろしく願いいたします。

三浦委員 どうもありがとうございます。三浦と申します。

資料の3の1番、保護樹木の中落合四丁目なんですけれども、これは私の家の近所にある木でよく存じ上げております。とても立派なイチョウの木で、交通安全のときは日陰をつくってくれるとてもいい木でございますので、ぜひとも保護樹木に指定していただけたらありがたいなと思っております。ここは所有者の人が共同で供出して神社を造って、地域の方々がお掃除してくださって、とてもいいところですので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

指定については、多分反対をされる委員の方はそれほどおられないと思いますが、それでもこの新宿区という非常に厳しい環境の区内において、樹木の指定が増えていくということは、大変私は立派なことだなと、それは1つは地域住民の皆さん方の意識が高いということ、でも、私の経験では、数年前までは大変意識がむしろ低くて、区のほうで非常に頑張っている樹木に対する、特に保護樹木に対する調査と、それからそれに対するいろいろな説明、さらには現状の診断の報告などを、非常にきめ細やかにやっていただいて、その成果がだんだんと出てきたということのように私は感じております。事務局の皆様、本当にありがとうございました。

特に何かございますか。

副会長、斎藤委員。

斎藤副会長 増えるというのは非常にいい傾向なんですけれども、中で強剪定されているものがある、強剪定は多分落ち葉とかいろいろな周りの苦情というんですか、配慮というかそういう部分で、保護樹木で先ほど日陰を提供してくれると三浦委員がおっしゃられましたけれども、地域でただ枯れ葉だとかそういうのじゃなくて、保護樹木に指定されているので樹形も保つという意識も、この樹木制度で少しでも進めばなというふうに強剪定の状況を見てそんなことを感じました。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

特に御異議がないようですので、案件の1の指定については当審議会として全てを認めることとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、案件の2でございます。保護樹木5件、5本の指定解除について御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。

山本委員 1つ質問してもいいですか。

熊谷会長 山本委員。

山本委員 解除の3番目のケヤキについてですけれども、維持管理が困難になっているということで、事情としてはすごく納得できるものではありませんでした。現場で判断されるときもすごく難しい判断ではなかったかなとは思うんですけれども、樹木の場合、大体住宅とかに隣接して植えられているものが多くて、なかなかこのあたりの判断基準って難しいんだろーとは思うんですけれども、現場で立ち会った方々が判断されたんで基本的には支持するものの、このあたりの家屋への影響というのはどんなふうに捉えられたのか。住宅に隣接する樹木は結構あるとも思うんで、このあたりについてもう少し説明があれば追加でお願いできないでしょうか。

熊谷会長 ただいまの樹木の家屋に対する影響について事務局からよろしく願いいたします。

事務局（城倉） それでは、お答えします。

もともとは、家屋が先にあったか、木が先にあったかにもよるのですけれども、保護樹木になるような木は植えてもう何十年もたっているような木なので、植えた時点では家から遠かった。ところが、どんどん大きく太くなって家屋に近づいてきて、今回のこれは違うのですけれども、木によっては、家の基礎を持ち上げて玄関の扉が開かなくなったという話も出てきているところもあります。コンクリート造りで基礎がしっかりしているところは建物に影響はないのですけれども、木造の建物ですと、根の力がすごいので基礎を持ち上げて建物に影響する場合が多々あるのかなというふうに考えています。

この場合も、伐採するというお話があって10月に見に行ったときも、すぐには建物に影響しないだろうから、もうしばらく考えてみてくれないかという話をさせていただきました。ただ、所有者はもうかなり御高齢で、子供の代にこういう問題になるものを残したくないというような強い希望がありまして、2か月ぐらい考えていただいたのですけれども、結局どうしても切りたいというお話になったので、そこまででしたら仕方がないのかなというふうにして解除をしてほしいということになりました。そういう経過になります。

山本委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 すみません、解除の中に桜が3本あります。多分、桜って長い年月たつと自然に枯れてしまうのでしょうか。そうでしたら、これはしようがないとっております。うちの娘がお堀端に住んでいるのですけれども、住み始めたときから、七、八年して桜の色も変わってきたと、この間、話してました。ですから桜というのは先生、そういうものなのでしょうか。これは3本はしようがないと思う。1件の4番目の、これはもう枯死していますよね。ですから、これは5本ともしようがないかなとっております。

熊谷会長 ありがとうございます。

椎名委員、いかがですか。桜は、でも、寿命が短いというのは皆さん御存じだと思うのですが。

椎名委員 今お話がありましたけれども、桜でもいろいろあります。例えばシダレザクラだと樹齢何百年というのがあります。福島県の三春の滝桜とか、エドヒガン系は長生きですね。でも、確かにサトザクラは、何年とは申し上げられませんが、数十年単位でしょうね、恐らく。それからソメイヨシノですともうちょっと長くて、でも、今、130年とか140年ぐらいのソメイヨシノがあるんですよね。ですから育て方によっては長生きできるものもあります。そこら辺はまだはっきり言って私ども樹木医の中でも、まだまだいろいろな生理、生態を十分知っているわけじゃないので、今そういう実際の知見というんですか、これを探っている状態です。ただ、サトザクラはやっぱりかなり植え替えていかないと駄目みたいですね。まあそんなところです。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

前には既に審議会にかかる前に、かなりどんどんと言うと語弊がありますが、伐採してしまって後から区に届けるとか、あるいは事務局で見つけるというようなことが多かったのですけれども、今回は伐採した後もちゃんとやむなく伐採したということを書いていただいているようですので、多少私としては安心しています。4番の高田馬場一丁目のイヌシデなんですけど、これは審議会にかかる前に伐採してしまってあって、伐採した後の切り株を見ても、周辺にそんなに何か影響をもたらすようなものもないように見えますし、残っている根っこ自体については、大分傷んでいるようにも見えますけれども、これについては何

かもう少し詳しい情報をお持ちでしょうか。

事務局（城倉） では、お答えします。

この神社の境内にはイヌシデの大きい木がもともとは四、五本ありました。この木は、切ったのではなくて自然に枯れたのだと思います。切った跡ではなくて腐ってこういうのが残っている。この木は平成28年、ですから5年ぐらい前に調査したときにはしっかり生きていました。元気ではなかったのですけれども、幹の中心が空洞になっていて少し弱りぎみだったなという印象です。その後あまり注意して見ていなかったのですけれども、その奥に1本別の木の根元が見えるのですけれども、同じ位の大きさのイヌシデです。それと神社の突き当たりのところが諏訪の森公園という新宿区の公園になっているのですけれども、その中にもこのぐらい大きなイヌシデが、確か最初は四、五本あったと思います。やはり弱ってきて結構枯れていて、今は1本か2本しか残っていないのかなと。ちょっと寿命のことは分からないのですけれども、ある程度大きくなってきたので、その辺でちゃんとした手入れもできていなくて弱ってきて枯れてきているのかなという気がします。ほかのイチョウとかケヤキだとかというのは元気なのですけれども、シデ類は、ちょっとほかのところでも結構あまりいい状態ではなくて、大きくなっているとそういうような気がします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御審議いただいた解除につきまして5件、5本については、原案のとおりお認めをいただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの保護樹木等の指定及び解除について、原案のとおり御審議をいただいてお認めをいただいたということにさせていただきます。

本日2件目の審議事項は、みどりのモデル地区指定の継続についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 みどりのモデル地区の指定継続につきまして、お手元の資料に基づき担当主査より御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局（宮田） みどりの係、宮田です。大変申し訳ございませんが、座って説明のほうをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

みどりのモデル地区指定の継続について御説明をいたします。お手元の資料4を御覧ください。

さい。

区では現在、新宿区みどりの条例第24条に基づき、みどりの保護と育成を進めるために2つのモデル地区を展開しております。基本計画ではみどりの保全モデル地区、みどりの推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区、緑視モデル地区の4つのモデル地区を想定しており、みどりの推進モデル地区と屋上緑化等推進モデル地区を現在指定しております。

平成22年2月から指定しているこの2つのモデル地区（みどりの推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区）の指定期間は、書面会議として開催しました令和2年度第1回新宿区みどりの推進審議会にて審議了承されまして、令和4年3月31日までの指定期間となっております。

令和2年度に実施した新宿区みどりの実態調査（第9次）の結果を基に、これまで各地域全体や民有地の緑被率を分析してまいりました。現在、新型コロナウイルス感染症等の影響により新たな緑化施策の展開が困難な状況となっており、新たな地域を指定するためには有効な緑化施策等についてさらに検討や調整が必要となることから、今回は現行の2つの地区について指定期間を3年間延長し、現行の指定区域と緑化施策を継続することについてお諮りするものです。

1、継続するモデル地区の指定期間についてです。指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の継続となります。

次に、継続するモデル地区の名称と指定区域についてです。引き続き継続するみどりの推進モデル地区は箆笥地域となります。図1の青で塗られた地区がみどりの推進モデル地区のエリアです。みどりの推進モデル地区は緑被率が低い地域を中心にみどりを推進する地区として指定しています。新宿区の10の特別出張所の管轄エリアのうち箆笥特別出張所の所管する箆笥地域を指定しています。

屋上緑化等推進モデル地区は新宿駅周辺の商業地域となります。図1の赤に塗られた地区が屋上緑化等推進モデル地区のエリアです。建蔽率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺を中心としたエリアとなります。積極的に屋上緑化や壁面緑化を推進する地区として指定しています。新宿駅周辺地域を中心に柏木地域、大久保地域、四谷地域の一部で構成されています。

継続するモデル地区の緑化施策についてです。緑化を推進する施策として、緑化計画書制度による割増し算定や助成制度の助成単価及び上限額の増額、みどりの協定等の支援内容を手厚くするなどしております。

継続する現行の制度内容の詳細については参考資料1を御覧ください。

以上が、みどりのモデル地区指定の継続内容となります。

続きまして、裏面を御覧ください。みどりのモデル地区検討の現状の課題と今後の方向性について御説明いたします。

1、新宿区みどりの実態調査を踏まえての分析結果です。初めに、令和2年度に実施いたしました新宿区みどりの実態調査（第9次）を踏まえての分析結果について御説明いたします。参考資料2と一緒に御覧ください。

新宿区みどりの実態調査（第9次）では、区内の緑被地や樹木、接道部緑化等の調査に合わせて、敷地面積約250平米未満を対象とした小規模な民間緑地や都市開発事業等による緑地の推移についての新たな調査・分析を試みました。しかしながら、地域のみどりの傾向につきましても、新宿区みどりの基本計画策定時と大きく異なる傾向は見えてきませんでした。

地域ごとの傾向としましては、榎地域の緑被率が最も低く、落合地域は250平米未満の小規模な民有地の敷地内に緑地が占める割合が、ほかの地域よりも高いという結果が出ており、この2つの地域については今後、みどりを増やし、守るための対策が必要と考えています。

次に、現状の課題について説明します。さきの分析からも榎地域に緑化の推進、落合地域にみどりの保全の措置を講じる必要がございますが、現在、感染症対策が区の最重要施策となっており、福祉・健康施策等が優先されるとともに、イベントや住民の方々との意見交換等も著しく制限されている状況です。このため、新規の緑化施策に必要な、助成制度の新設・拡充、緑化資材の提供、専門家派遣等の支援制度、緑化啓発イベント、講習会等の普及事業、みどりのモデル地区検討のための地域住民との意見交換会やワークショップ等といった取組みが難しくなっております。

今後の方向性について。以上のような課題がある中、現行のみどりのモデル地区については一定の成果が上がっていると同時に、緩和ルールを適用して地域と連携したみどりの協定や花いっぱい運動が地域に根づいていることから、当面（3年間）は現行の地区及び制度を継続したいと考えています。

今後は、感染症に関する情勢や財政状況を見ながら、みどりの基本計画の中に位置づけている新たな補助支援制度や緑化計画書制度の見直し等の施策の導入も含め検討していきます。

私からの説明は以上となりますが、依田課長から補足説明がございます。

みどり公園課長 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今、新宿区の財政状況等についての説明が入っていましたが、新宿区の財政状況を簡単

に申しますと、令和4年度は1,664億円という予算案が組まれていたものの、昨年より5%ほどアップしている金額ではあるんですが、感染症対策、新たな日常の定着に向けた取組というところに大幅に予算が配分されて、全体では福祉・健康費に40%が回されるという事態となっております。みどり土木部全体としましては大変厳しい財政状況で、区全体として「優先する事業」と「不要不急の事業」というくくりで、厳しいメスが入っている状況となっております。

みどり・緑化関係の事業費です。コロナ前の総額は8,500万円ほどの予算がございましたが、この2年間、感染症対策に伴う精査でこのうちの30%近い予算が削られているという状況にあります。具体的には、「花の名所づくり」などの緑化の工事費、「桜のライトアップ」、「水辺の親水テラスの開放」などのイベントの経費、さらには緑化助成金も実績を細かく見られ一部カットされており、この2年ほど普及啓発事業を中心にみどり・緑化の関係の事業は休止という厳しい状況になっております。

みどりのモデル地区につきましては、実態調査の後でもありますし、ここで見直す大きな転機ではありますけれども、現在、補助事業、支援事業などの予算を伴う新規施策の立ち上げができないタイミングとなっております。また、地域の指定に当たりましては、当然地元の町会連合会、また地区協議会などへの御説明、また意見交換なども行うことが必要ですが、こちらもこのコロナ禍で著しく制限されているという状況です。このため、当面は現行の制度の継続をしながら、感染症と財政の情勢を見ながら、新たな施策について検討を進める期間とさせていただきたいと考えております。このような状況ですので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

補足説明としては以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、ここで御質問、御意見をお受けしたいと思いますが。

池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 すみません、区の財政状況等を御説明いただきましたが、皆さん御存じのように今、例えば池袋周辺では4つの公園ができて、イケ・サンパーク、南池袋等、公園のある池袋として新たな池袋の魅力をつくっていますし、また、渋谷は都市開発に伴う様々な形の公園ができていて、民有地の中の商業地等を組み合わせたものも多くあります。

今、私は都市計画課さんと一緒に新宿西口の再生の計画にも携わっておりますが、新宿に

は昨今、公開空地の新しいものも全く見られないということで非常に寂しい状況でございます。それにつきましては、コロナのお話はどの区も一緒でございますし、今、私は千代田区において明治大学の前の通り、それから神田警察通り、両方の街路樹の再生にも携わっております。こちら地元の住民の要望により一部保存あるいは一部地域に更新しようというものに、私も入って一緒になって区と考えているものでございます。

そういうふうにと考えると、新宿の南口、西口、新宿三丁目のほうは大分伊勢丹と丸井の屋上緑化等で一時は有名になりましたが、西口のほう、今どんどん開発がされている部分もありますし、あと昔につくった公開、昔の有効空地の頃のもですね。三井ビルとか住友ビルなどの昔造ったものを再生するとかというときに、少し補助金とかが出ないのかとか、要するに多分区長さんも、例えば先ほどの屋上緑化と壁面緑化だけでは、実は3年前に1度学生も調べたんですけども、23区ほとんどで実績は少なくなっています。

御存じのようにやりたいところというか、屋上緑化とか壁面緑化をやりたいところは補助金なしでどんどんやるし、補助金が必要だというところが少なくなっています。一方で公開空地などは、新宿区では非常に企業が力を抜いているというのが明らかに見えます。港区等では、私も港区の景観とかの委員をやっていたけれども、港区とか昨今板橋区なんかもそうですけれども、非常に美しい緑化や駐車場緑化を見ていても非常に工夫されて、それが授賞されたりもしています。新宿区はこういうところには一応助成制度はありますけれども、褒め育ての制度がないので、企業さんとしてはなかなか力を入れにくいところになっているのかなと思っています。港区なんかでは10年以上前から景観のほうとみどりの推進と両方で授賞制度がありまして、それに向けて設計者もあと企業のほうも一緒になって頑張っているというところがございます。

そんなところから、非常に新宿区がこのところ落ち込みが激しいという感じがあるので、コロナ禍でというのは区の事情としては分かりますが、23区一律だとは思いますが、逆に今ここでもう少し新宿の西口とか、そういう実際に計画が上げられようとしているところで手を差し伸べられるところに、そういう新しい新宿ならではの、要するに昔にああいう新宿西口地区のようなところができて、それが再開発というか、新しいみどりの更新の時期を迎えているような地区は、多分新宿だけだと思うんです、超高層ビルが昔に建てたというところは。

ですから何かそういった意味で新しい制度設計を、これの延長がいいんですけども、考えて区長さんにその成果を見ていただけるようなものにしないといけないのかなと思います。

ので、何となく予算が取られないからやりませんというのではなくて、新しい成果を、先ほど成果がなかったから予算をカットされたというお話がありましたので、その辺こちらが、私どもも悪いんですけども、何かしらの成果を出して、こんないい緑地ができたとか、こんないい公開空地の改善・再生ができたというようなものを、この区域の中でつくって行って、新宿の元気さみたいなものを保っていかないと、どんどんへこんでいくのではないのでしょうか。

例えば東口なんかも広場の前とかも昔のままですけども、西口はこれから駅ビルも変わりますし、予定だと思うので忙しいとは思いますが、そのあたり少し強化策を、この3年は難しいのかもしれませんが、今後に向けて新しい制度を、新宿ならではのものを23区に先駆けてつくっていくような少し積極性を持ったほうが、新宿のためによろしいのではないかと、都市の競争力の中で新宿が遅れそうだというところについて、ぜひとも緑化で何かをしているというのはいいのではないかと考えております。よろしく申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

叱咤激励でしっかりしろよということでございますが、今この御説明しているみどりのモデル地区計画というのは、ちょっと対象が広いところなので、そのポイントになるような緑化とは別に、この地区全体のみどりの推進をどうしていこうかという観点ですので、そういうレベルの予算を獲得するのはちょっときついなという、多分そういう御説明だったと思います。

今、池袋とかあるいは渋谷とか、そうそうたる区の御紹介がありましたけれども、それについては次の西口のところで多少というか、かなり事務局のほうも努力されているようですので、その審議のときにまた御意見をいただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

斎藤副会長。

斎藤副会長 モデル地区の継続なんですけれども、モデル地区というのはボトムアップ的なものなので、コロナに対応して野外での過ごし方が、町内とかそういう中での活動、緑化というところと何となく公園美化とかそういうのもそうなんですけれども、お年寄りが一生懸命になって若者は全然来ないみたいなことだと思うんですけども、今は小学生とかいろいろなところも野外で過ごしましょうというあたりのことで、大きな結果はともかくボトムアップ的なことで、せつかく継続するので今までの課題というよりはちょっと新しい部分のところ、予算があるとかないとかというもうちょっと前の段階のどういう方向で対応するのか、今ま

でやってきたやつを新しくできないのでこのままですという、ちょっとまたこういう状況なので、みんなで知恵を出し合えるチャンスなのかなというふうに感じました。

熊谷会長 ありがとうございます。

そういうアイデアを出すということ、あるいは経験豊富な池邊委員や斎藤副会長に少し知恵を出していただいて、小委員会でもつくってやられればいいのではないかと、小委員会をつくって、このみどりの推進審議会の中に小委員会をつくって、そこで審議なりあるいはいろいろディスカッションするのはそんなに予算は取らないかと思しますので、まずそこで貴重なアイデアを出していただいて、あるいは事例紹介をしていただいてということ、ぜひ審議会としても始めていただければいいかなというふうに思いますが。

どうぞ、藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 藤田です。よろしくお願いします。

今そういう方向性という面では、国土交通省がバイオフィリアという形でこの間、昭和記念公園でその大会的なものを行ったんですけども、そういうもっと外を利用しようという流れが急激に大きくなってきているんです。それはいい機会なんで、そういうのを捉えてこういう審議会単位内でも取り上げていってさらに発展させていくということは、重要かと思しますので、ぜひそういう取組をして、それで事業所なりなんなりに、こういうふうになると集客が全然違ってくるんですね。そういったことも含めて説明してやってもらうという方向性が重要かと思えます。

以上です。

熊谷会長 吉川委員。

吉川委員 ただいま大変貴重な御意見を聞かせていただきました。私どもは箆笥地区でございますが、町連も地区協も地域の皆様も、また、みどり公園課の御指導もいただきまして、こういう困難なときでございますが、それは相応で以前どおりの緑化推進のお仕事はできかねますが、今ただいま一番のネックは、政府から情報が流れて何日までは厳しくとかありますよね。何日から許可するとか、それが始終変わるので、例えば先ほどは緩んできたから多少緩めると、緩めたからということで計画を練ると、その計画の日が今度は厳しくなっちゃってできなくなっちゃうと、そういうことが一番多くて困っております。計画が立たない。計画を立ててもそれを実行することができない。できるときはしようと思うとそれが引っかかってしまってこの日は厳しくなっていると、始終ころころと変わるので、そういうことでまず一番のネックになっております。

でも、ネックになっているからといってそのまま放置しているわけではございません。できる限り集まれる人は少人数ですが集まって、手入れをできる場所は手入れしてございます。一番手入れしておりますのは公園でございます。公園の花壇づくりは、みどり公園課からもいろいろ御指導をいただき、また苗なども支給していただき、植えて花を咲かせて近くの幼稚園のお子様たちが園の活動で見学に来たり、あるいはいじったり、そういう活動は絶やさぬようにしておりますが、前よりは活発にできていないのは事実でございます。

ですが、笹笠地区におきましては緑被率はアップしております。みどりの実態調査の結果では、第8次より第9次のほうがアップしておりますので、決してコロナのために緑化活動が衰退して緑被率が減ったという実績は出ておりません。逆に緑被率は増えておりますので、その点後でお聞きになられれば分かると思いますが、事実でございます。それで新たな方向としましては、屋上緑化がこの前の第9次調査の結果によりますと、件数はともかく面積では増えているような感じになっております。

そんな状況でありますとともに、また先ほど西口の開発ということでございましたが、かつて淀橋浄水場の跡に新宿中央公園ができております。新宿中央公園については何年計画でしたか、計画を練り、その後8割ぐらいが完成しております。この前私どもは、笹笠地区では、どんな公園ができたのかということでみどり公園課の御案内を得まして見学したところ、立派な公園になっており楽しめ、健康のためにもいい。そしてまた展望もよく、高台になっておりますので展望もなかなかよい。これは大変な予算をつくったと思いますが、ただ、まだ未完でございます。全部完成しておりません。子供広場の部分なのかな。全部完成しておりませんので、そういう予算についてはただいま財政が厳しいということでございましたが、途中で打ち切ることなく、初期の予定どおりそれに上乗せするような立派なものを造っていただきたいと、私ども見学してそのような感じを受けました。そのような状況でございますので、必ずしもそんなに悲観したものではない。それなりに頑張っている。

また、学校におきましても、私は学校に出入りしておりますが、昔の以前のような大勢でやる庭いじり、庭の花づくり、苗植え等、学校行事としてやっているのは大勢ではできませんが、分散してやっております。例えば授業においては2部授業を実行しております。午前・午後とか、そのように花づくりも、一遍に多人数出ないで少人数お庭に出てお庭の手入れをする、当番制みたいな形で。そういった形でそれなりに頑張って絶やさないようにやっておりますので、その点御理解いただきたいと思いますと同時に、新宿中央公園は、まだ全部完成しておりませんので、その予算については確保してあるのか、建設して完成すること

ができるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

大変重要な点を御指摘いただきましてありがとうございます。実は次の3番目の議題としてみどり公園基金の処分という議題になっておりますが、その処分の使用方法が新宿中央公園の拡充、充実ということでもございますので、これは、今、吉川委員が御質問されたことにかかなり多くの部分でお答えできるような内容になっていると思います。2番目の議題のみどりのモデル地区指定の継続について何か御意見があればお伺いしますが、御質問があれば。

三浦委員、よろしくお願ひいたします。

三浦委員 ありがとうございます。三浦でございます。

実は今日の資料の参考資料の1の前、資料4の2ページ目なんですけれども、(1)の上から4行目、落合地区は小規模な民有地に緑地が占める割合が他地域より高いとの結果が出ているということなんですけれども、確かに落合地域は昔からの土地なので大変緑化が進んでいます。ただ、高齢化も進んでいます。それで実際、下落合、中落合、上落合なんですけれども、大体お亡くなりになって世代交代が進んでいます。実際、世代交代が進んでそれで引き継げばよろしいんですけれども、売って子孫はどこかタワマンに行かれるのか分からないんですが、ほとんどがマンションになってしまっているんです。とても小さなマンションなんです、アパートとか。そういうことでコンクリート締めになってほとんど樹木が失われてきつつあるんです。これが点の状態なんですけれども、それが線になって面になったら落合地区はどうなるのかなというふうに危惧しているのも現実なんです。そこの辺を今後のこと、どうしたらいいのかなとすごく悩ましいんですけれども、一応情報提供という形にさせていただきます。ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

今御指摘いただいた点については、大分前から相続に関わって土地所有がいわゆる細分化して、すなわち相続税を捻出するがために細分化して売却すると、同時に細分化した土地の一部にしようとする高層化していわゆるマンションにして住むとか、いわゆる都市計画とかそちらの問題が非常に強いので、ぜひ東京都なりその都市計画あたりと区と、まずいろいろな情報のやり取りをし、場合によっては国に働きかける。それからそういう中でみどりの役割を公園でという、つまり縦横のつながりをきちっとした中でやらないと、どうしても実際には実現できないと、かといって放っておくと、今、三浦委員が御指摘になったような

点がじわじわと進行して、結果として樹木が減っていくことになると、そういうことをも鑑みて考えますと、私としては新宿区のみどりが例えば本数もほとんど減っていない。そういうことが、これは新宿区としては大変な、特にみどりの保護をしているのは、民有地の保護というのは大変大変な課題であって、ほかの部とのいろいろな調整をしなきゃ無理に近いところなんですけれども、それはその点についてはみどり公園課の事務局の大変な努力だというふうに私自身は評価をしているんですが。

でも、それだけでなく、今、三浦委員のような本当の大きな都市、都市計画レベルの問題については早いところ、場合によってはみどりの推進審議会と、新宿区には都市計画の審議会がありますよね。それから景観審議会もありますよね。そういうところで、まず新宿で横のつながりのある委員会をつくっていただいて、そこにはこの委員会から何名か委員を出していただくと、それで区長とそれから小池都知事ですか、それに各部の部長さんぐらいの方が出ていただく横の、これは連絡会議みたいなものでしょうけれども、情報共有するような会をつくっていただくと、さらには岸田さんはどうか分かりませんが、総理大臣なりあるいは環境大臣なり国交省の大臣なり分かりませんが、そういうところまでつながるようなそういう努力をしていただくと、一番そういう努力に近いのを推進しやすいのはマスコミですよね。だから新聞、テレビでそういうような新しい動きに非常に敏感なあるいは熱心な方を、できれば下の委員会の委員なりというような作戦を少し立てていただければ、何とか将来の展望は開けるんじゃないかと、それから現場での報告についてはもちろん吉川委員が一番お詳しいですから、そこへ行って「おまえら、何やってんだ」というお叱りをしていただいて、そんなふうな前向きな少し議論をしていただけたらというふうに思います。

いずれにしても、このみどりの推進審議会というのは年に2回程度しかありませんので、なかなかそういう具体的な作戦を練るにはちょっと間が抜けていると言ったら変ですけども、時間が空き過ぎますので、ぜひ事務局なり小委員会で少し素案をもんでいただいて、前向きな議論をさせていただけないかなと思います。もう大体小委員会のメンバー、新しいこの小委員会のメンバーは決まりましたよね、今の御発言で。発言した人は全員入ると。

そんなところで、みどりのモデル地区指定の継続については、結果としてはちょっと予算がここ数年コロナ禍で、あまりにもそちらの対処に区の予算を割かなければならないということで御勘弁いただいて、3番目の審議事項となります、みどり公園基金の処分について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

今のみどりの強化とか新しい制度設計につきましては、本当にこちらも今は体力を蓄える期間だと思っておりますので、審議会の皆様のお知恵もいただきながらしっかり創っていきたいと考えております。

みどり公園基金の処分についてです。新宿中央公園に関しましては、区の重要施策に頑張っ
て位置づけまして、しっかり予算も取って魅力向上のための計画を進めているところです。

では、資料5に沿って説明させていただきたいと思います。現在の新宿中央公園におきま
して「ちびっこ広場」の再整備工事を実施するに当たり、みどり公園基金を活用いたしたく
審議会に本日諮らせていただきます。

この資料5の一番下に米印がありますが、太字で書いてある部分です。みどり公園基金は、
区内のみどりの創出、保全及び公園等の充実に資するため、公園・緑地等の土地の取得、公
園等の建設・改修等に活用しておりまして、この基金の処分に当たりましては、みどりの推
進審議会の審議が必要となります。この10年間では、区立おとめ山公園の用地買収費と整備
工事費の一部、また、新宿中央公園の整備工事費の一部に基金を活用している状況ござい
ます。

それでは、この資料5の1番ですけれども、基金の残高、令和4年2月現在で3億4,291
万9,514円、これが基金の残高になります。

2番が基金の活用予定額になりますけれども、令和3年度は2,070万円、令和4年度は
3,539万8,000円という形で考えております。

3番、基金の処分を要望する工事の概要ですが、まず新宿中央公園（ちびっこ広場）の再
整備工事で活用させていただきたいと考えております。こちらのちびっこ広場は、オリンピ
ック、パラリンピック後の令和3年10月から令和4年10月にかけて工事を行う予定ござい
ます。主な工事の内容はこれから詳しく担当のほうから説明させていただきますが、誰でも
が楽しめる遊び場と休憩スペース、駐輪場などの整備になります。また、そのほかに新宿中
央公園、ある程度大規模な工事が終わってまいりますので、案内サインの設置も園内に20基
ほど設置したいと考えております。こちらもちびっこ広場の工事の完了に合わせて、令和4
年10月までには作りたいと考えております。

それでは、詳しい内容につきましては担当係長のほうから説明させていただきます。よろ
しくお願いいたします。

事務局（天井） みどり公園課、公園計画係の天井と申します。

私のほうから今回みどり公園基金を充当いたします新宿中央公園での2つの工事、ちびっこ広場の再整備工事と案内サインの設置工事について御説明いたします。皆様のお手元にはちびっこ広場の再整備工事に関する資料、それと新宿中央公園魅力向上推進プランの概要版の資料があるかと思えます。新宿中央公園なんですけれども、現在順次、園内の再整備工事を行っております。その再整備の大本になっているのが、平成29年に策定いたしました新宿中央公園魅力向上推進プランというものになります。そこでこのプランの概要と、これまでの取組状況、こういったものも併せてパワーポイントのほうで御説明させていただきます。

まず新宿中央公園魅力向上推進プランについてです。これは平成29年9月、今から4年半前に策定をいたしました。計画の目的としまして、区立公園最大の面積を誇る新宿中央公園について、この公園が持つ特色や新宿駅周辺の魅力、こういったものを生かした公園づくりを進めて公園の魅力向上を図るとともに、まちの魅力や価値も高めていくということを目指しております。この計画における新宿中央公園の将来像といたしましては、「だれもが誇りと愛着をもてる『憩い』と『賑わい』のセントラルパーク」、こういったものにしております。

このプランに基づいて魅力づくりを進めるため、3つの視点というものをつくっております。1つが、西新宿ならではの「魅力」を活かす。西新宿地区はオフィスや商業施設、宿泊施設が集積しておりまして、多くの方でにぎわっております。また、高層ビル群という非常に魅力的な都市景観も持っております。こういった特色を生かした公園づくりをしていこうというのが1つです。

2つ目です。地域の公園としての「魅力」を高める。新宿中央公園は西側のほうには住宅地が広がっております。地域の方々にとっては、遊びの場であるとかあるいはラジオ体操や盆踊り、そういったコミュニティ活動の場として非常に身近な公園になっております。したがって、こういった役割も高めていこうというのが2つ目です。

3つ目は、民の力を活用して「魅力」を創る。これは民間事業者のアイデアやノウハウあるいは資金を活用して、これまでの新宿中央公園になかった魅力をつくっていこうというものになります。

こうした魅力づくりの視点の魅力を効果的に進められる事業、こういったものについては早期実現を目指して取り組んでいくこととしております。

では、具体的にはどんなものかといいますと、1つは芝生というテーマのもと、芝生広場の再生を行います。

もう一つ、眺望というテーマのもと、眺望のもりというものを整備いたします。

あと花というテーマのもと、花のもりというのをつくっていきます。

あとは遊びというテーマのもと、ちびっこ広場の再整備を行います。

さらには飲食というテーマのもと、民間事業者による交流拠点施設の設置というのを行っていきます。

さらには公園とまちをつなぐ開放的なエントランスを公園の北東側と南西側につくります。こうすることで、これらの魅力ある空間をつなげ、公園に骨格となる軸をつくりまして、ここに人の流れをつくる。この人の流れに沿って回遊性をつくることで、公園の回遊性であるとかまちの回遊性につなげていきたいというような狙いを持っております。

次に、これまでのこのプランに基づく取組状況について御説明いたします。まず令和2年7月に工事が完了しました芝生広場とポケットパークの整備です。

芝生広場は、面積約8,500平方メートルあります。もともと芝生広場として整備されているところについて再生を行いました。北東側の入り口から入るとまず大きな芝生の広場が広がっております。一見1つの大きい芝生広場に見えますけれども、実はこの芝生広場は2つの空間に分かれていまして、手前側、約1,000平方メートルは夏芝と冬芝を組み合わせることで1年を通してみどりが楽しめる、見て楽しめる芝生空間としております。

冬には、手前のところは冬芝が植わっているので緑になっていまして、奥のほうは野芝が植わっているところなんで、ちょっと冬枯れをしてコントラストが楽しめるというような形になっております。

一方、野芝の空間は面積約7,500平方メートルほどありまして、こちらは日常的に使える芝生空間ということで、誰もが自由に使える場所になっております。新宿では非常に芝生の広場は貴重なので、常に多くの人でにぎわっているというような状況になっております。

あとこの芝生広場とまちをつなぐこの北東側の部分、こちらの入口部分は、ポケットパークという名称になっていますが、こちらについても今回の整備に合わせて非常に開放的な入り口として再整備を図っております。

次に、芝生広場のオープンと合わせて開業しました交流拠点施設——シュクノバといいますけれども——の設置についてです。場所は芝生広場の東側のエリアになります。こちらの施設ですけれども、新宿区が公募して選定した民間の事業者が設置して管理運営を行っている施設になります。施設としては、2階建てになっておりまして1階にレストランとカフェ、2階にフィットネスクラブが入っております。2階の一部は誰もが自由に使えるテラスにな

っておりまして、椅子やテーブル、ソファなどが置かれていまして、上から公園を眺めながらくつろぐことができます。

続いて、昨年3月にオープンした眺望のもりについて御説明します。眺望をテーマに整備したものです。もともと園地と植え込みで構成された場所に、西新宿ならではの景観をみどりの中で楽しめるテラスを整備いたしました。駅方向に向かって、敷地の高低差を生かしたデッキテラス等を設けており、こちらのテラスに座って駅のほうを見ていただくと、高層ビルの雄大な景色を眺めることができます。テラスの中は、常に多くの方たちでにぎわっているというような状況になっております。

あとこの眺望のもりの前には従前から新宿白糸の滝という水施設があるんですけども、今回の整備でLED照明による夜間のライトアップというのを行っておりまして、時間に応じていろいろな色に変わるということで、夜も楽しめる公園空間というような形で整備しております。

続きまして、今年度及び来年度にみどり公園基金を充当させていただくことを予定している事業について御説明をいたします。

まずはちびっこ広場の再整備です。ちびっこ広場はどこにあるかといいますと、公園の一番南側のエリアにあります。新宿中央公園の中で唯一の遊具がある空間になります。再整備する前の状況について簡単に御説明いたします。

現在、まず平成29年度に整備しました大型の遊具というのがありまして、多くのお子さんたちでにぎわっています。また、こちらにはコンクリート製の大型の滑り台がありまして、これも子供たちに非常に人気があります。ただ、これは公園を開園したときからあります。開園したのは昭和43年になるんですけども、もう50年以上たっているということで大分老朽化していたりする。また、現在、遊具の安全規準とかいうのがあるんですけども、こういったものにも準拠していない部分もあったりするというような課題があります。

また、園内には砂場や幼児向けの遊具などがあって、小さなお子さんも非常にたくさん御利用いただいております。ただ、大きなお子さんと小さなお子さんの利用が混在してちょっと危ない面があったりとか、利用者がたくさんいるということで休憩スペースがちょっと不足しているというような課題が今生じております。

さらに、自転車でお見えになるお客様も結構いるのですが、実はこの公園には駐輪場がなく、園路とか入り口に自転車を置いているような状況になっておりまして、利用上も大きな課題となっております。

さらには、ちびっこ広場に入る入り口が非常に狭くて、かつ分かりにくい場所にあるということで、本来一番メインの入り口にすべき南西側の隅切り部分、角の部分は非常に閉鎖的なつくりになっていたりするというような状況になっております。ということで今回、赤い線で囲った範囲、こちらの範囲を再整備していくこととしました。

工事の目的ですけれども、多くの利用者でにぎわっておりますこのちびっこ広場について、ただいまお話ししたような課題の解決さらには魅力向上を図ることで、誰もが楽しく快適にそして安全に過ごせる空間の実現を目指していくことにしております。工事の範囲としては約9,600平方メートルです。工期につきましては昨年の10月19日から今年の10月18日の1年間という形になっております。

では、再整備の概要について御説明いたします。もっと楽しくというテーマでは、小さなお子さんも安心して遊べるように乳幼児専用の遊び場を設けます。遊び場全体を柵で囲い、中をゴムチップ舗装にして危なくないような形にして、安心して遊んでもらえる空間をつくっていきます。

次に、体を動かすのが難しいお子さんも、あるいはそうでないお子さんも、誰もが遊べるインクルーシブの視点を取り入れた遊具、これを3種類今回設置します。

あと先ほども出たコンクリート製の大型の滑り台、こちらにつきましては機能性とか安全性を高めた形で新しく再整備を行います。

もっと快適にというテーマでは、新たにまちに開かれたメインとなるエントランスを整備いたします。

また、休憩スペースについてもいろいろな箇所に拡充を図ってまいります。

あと先ほど出た駐輪問題ということで、公園利用者専用の駐輪場を新たに整備いたします。

もっと安全にというテーマです。現在のちびっこ広場というのが、子供が遊ぶ場所と園内を通り抜ける動線というのが交錯しておりまして、ややもするとちょっと危ない部分もあったというところがありますので、今回の整備では歩行者用の園路と遊具エリアを明確に分離して動線を分けることで、安全性を高めていこうと考えております。

あと主要な遊具については全てゴムチップ舗装を施して、安全性を高めていく予定でおります。

また、水飲みとか手洗い場の増設、こういったことで衛生機能の強化ということも併せて図っていく予定になっております。

こういった整備をすることによって、新宿中央公園のちびっこ広場の魅力をより高めてい

きたいと考えております。

次に、案内サインの設置について御説明します。設置の目的ですけれども、ただいま説明したように、どんどん魅力スポットというのが整備されていく中で、園内の分かりやすさに配慮した案内サインを公園に設置することで、誰もが利用しやすい公園の実現を図っていくことを目的としております。

設置規模としては、公園全域に約20基程度、この案内サインを設置することを考えております。

工事の時期としましては、今年の6月から10月くらいを現在予定しているところです。

現在、案内サインのデザインであるとか、どんな表示内容にするか、あるいはどこに設置するかといったことについて、現地調査を踏まえた上で調整を図っているところでございます。

今のところ、矢羽根型と言われている案内サインを主体に設置することを想定しております。また、場所によっては四角い看板型のものもつけることも併せて検討をしているところになります。

ただいま御説明した2つの工事、どちらも今年の10月、秋に完成する予定でおります。みどり公園基金を充当してちびっこ広場の再整備や案内サインの設置工事、こういったことを行うことで、新宿中央公園のさらなる魅力向上を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますか。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 今、子供の遊び場のところがゴムチップ舗装という話が出たんですけれども、ゴムチップ舗装って太陽が当たると何度になると思いますか。60度、70度にすぐなるんですよ。それなんで、広い面積をやるとちょっと怖いですね。白っぽい色にすれば大分違ってくるんですけれども、特に濃い色にしちゃうと70度ぐらいになっちゃいますんで、そうするとやけどということも起こり得ます。その辺ちょっと色なんかも含めて気をつけていただく。あと日陰をつくって直接当たらないようにするとか、そんな対策が必要かなというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

洪江委員、お願いいたします。

洪江委員 洪江です。よろしく申し上げます。

整備の目的とか内容についてよく分かりました。ありがとうございました。これ多分みどり公園基金から出ているので、今、芝生についても説明があったのですが、全体的なみどりの創出というか、樹木であるとかそういうところの御説明があまりなかったので、説明をお願い出来ればと思います。

それからもう一点はコメントになるんですが、先ほどの議題ともちょっと重なってくるんですけども、先ほどの議題のほうで、継続するのが2件で、あとはあまり成果がなかったので継続できないというお話だったんですが、要するに成果が、今のままだと成果が見えないと、小委員会を設けていただいて御審議いただくということなんですが、このままだとこの2件も成果がないということで打ち切りになってしまうような気がしますし、そしてこの今回の新宿中央公園のほうも、周りの新宿区の中でどういう位置づけなのかというのが、もう少し明確に見えるといいかなというふうに思います。

例えば3つの視点というのがございますが、1つ目が、要するにこの中央公園を基に例えば企業と関わらせるとか、今、企業はSDGsといったようなキーワードがあると動きやすいと思いますので、実際にお金を経費がかからない啓発方法を先ほど池邊先生もおっしゃいましたけれども、というのはあると思うので、そういったことと組み合わせてここをしっかりと位置づけていかないと、全体にこれはこれ、地区指定のほうは地区指定というふうにはばらばらになってしまうので、全体的な構想の中でどう位置づけるかというのも明確にする必要があるかなと思いました。

この3つの視点の2点目のほうは、今度は地区の住民との関係だと思いますけれども、その中で例えば気候変動の適応策との関係とか緩和策との関係とか、そういう住民の人に見える形でCO₂の吸収は樹木の問題だなとか、そういうのが今出てきていますので、そういった部分で見えるようにアピールをしていく視点も必要なのかなというふうに思いました。こちらはコメントです。では、よろしく申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございました。

いかがでしょうか、事務局。

事務局（天井） 今ありましたみどりの創出という部分について言いますと、芝生広場の整備からのものということでしょうか。

洪江委員 芝生以外の樹木は特に。

事務局（天井） 芝生広場以外ですと、今回のちびっこ広場だけに限定して申し上げますと、樹木につきましては、どうしても園路を整備したりとかいうことで、20本程度を伐採する計画です。一方で、樹木としては、高木は2本、中低木と地被類は約3,000株新たに植える計画です。また、芝生等で約150平方メートル、花壇を約30平方メートル新設し、さらに園内にもともとあった低木類1,000株程度を園内移植して、再利用するといった計画になっています。

洪江委員 では、その高木とか中低木に関して、何か新宿区の中でのテーマと合わせたような樹種の選び方というのは特に。

事務局（天井） 樹種については、今回、子供たちが遊ぶ場所ということもありましたので、花の咲くものを主体に華やいだ感じになるような形で樹種選定をしております。

洪江委員 分かりました。

椎名委員 関連していいですか。

熊谷会長 ほかにございますか。

椎名委員、お願いをいたします。

椎名委員 昨今、木の伐採とかが大分問題になっていますんで、この辺はきちっと、恐らく1つの問題は、伐採をする木がどのぐらい、何本という単位だけじゃなくて緑量ですよ。そういう単位もありますし、我々の立場からいうと地下の部分、これがどういう影響をするのか。施設が大分いろいろなのができるので、根を切ると今度は倒れやすくなるのかなりますし、そこら辺の前後の関係、整備前と整備後の関係をきちっとして、それで何年後には元に戻るとか、そういうのをきちっと明確に説明できる、説明する必要があるかどうかは皆さんの判断でしょうけれども、できるようにデータをきちっとつくっていただきたいですよ。

それと子供の遊び場ですけれども、例えば生物多様性みたいなものを子供たちにも、そういうのが好きな子もいますよ。そういう子供たちのための、生物でも新宿だから見られるというか、なかなか難しいとは思いますが、新宿の真ん中で見られると、こういうのが大事だと思うんです。虫取りとかそういうこともあるかもしれませんが、何かそこら辺の、ただ遊ぶだけじゃなくて自然と触れ合って新しい価値を新宿中央公園のちびっこ広場につくると、そういう緑化推進の一つの目標を生物多様性みたいな、そういうものも目指していただければいいんじゃないかなと思います。それで何年か後にでもいいですけども、こうなりますよというのを、何かビジョンみたいなもので示していただければいいのかなと

思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは渡辺委員。

渡辺委員 よろしいですか。すみません、このちびっこ広場ってすごく楽しそうで、多分若い御家庭の方が新宿区に住みたいと思われるんじゃないかと、すごくいいと思ひまして、予算を拝見いたしまして、これ全部こちらに使うんでしょうか。昔から環境学習センターがやっておりました、ちょっと稲を植えたり、あの辺のところは手はつけないんでしょうか。私どももの周りでもかなりボランティアとして参加していた方がいらっしやいます。そういう方が今まで沼地にいろいろものを生やしたり稲を植えたりして刈り取っていらっしやいましたけれども、そのようなところは今、今回はお考えになっていらっしやるのか、ちょっとお聞かせください。

みどり公園課長 今回につきましては、ちびっこ広場の整備ということでこちらに集中的に投入します。今お話しいただきました公園内のビオトープにつきましても力を入れておりますので、今回ではありませんが、いろいろ改修等の整備を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

熊谷会長 それでは、山崎委員、お願いいたします。

山崎委員 先ほどから新宿区のビジョンということで、私のほうから1つ御提案がございます。

私はイタリアが好きで、結構南のほうのラテン系のところが好きでよく滞在するんですけども、特にソレント辺りですと街路樹にミカンの木がなっていて、これから温暖化でするので、新宿区に柑橘類を植えるプロジェクトをどうだろうというふうにかねてから考えておりました。自分の中では新宿シトラスガーデンプロジェクトと銘打っております。

これは新宿区のコミュニケーションツリーとしてシトラスを植えていこうと、これは予算がなくても個人でもできることなんです。個人住宅の中でそういう呼びかけをすると何が起こってくるかという、あちこちにレモンの木であったりユズであったりオレンジであったり、これから温暖化が進んでいくともっと気温が上昇して、気候としてもすごく最適になってくると思いますし、1本ずつ植える、予算がなかったら1本ずつこの公園に植えていこうという形になると、アゲハチョウの季節にはいろいろなチョウがそこを飛び交うわけですよ。子供たちも芋虫を持って、あれって本当に、私はベランダでレモンの木を数本植えているんですけども、二次元から三次元に成長するあの姿には本当に毎回感動しております。この鬱滞した社会の中でオレンジとかレモンの色そのものも、すごく希望とか明るさとかそ

ういったものも感じると思うんです。

1つは、例えば観光での展開ですとシトラスガーデンシティー新宿みたいなものを銘打って、イタリアとかスペインのバレンシア地方とかアメリカ西海岸といろいろな提携をしたり、お土産にも展開したり、例えば歌舞伎町ですとシトラスカクテルのコンテストをやったりとか、あるいはいろいろな授産施設に、なったものを提供して二次的なものとか三次元的なもの、ジャムを作ったり、あるいはそういったものに展開もできますし、丸いという形もすごく子供たちも大人もにこにことする。私、実はアロマセラピーのインストラクターの資格を持っているんですけども、オレンジの香りって子供がにこにことしたイメージのすごく温かい香りなんです。なので、予算がなくてもいろいろなことにこのことは展開できると思うんです。いろいろな基金をつくったりとか、実だけではなくて花の季節は香りもするわけです。それから親しみやすい果実の色と形がいろいろなロゴマークにも展開できると思いますし、非常にシンプルで分かりやすい活動になってくると思うので、そういったことも何か新宿区としてお考えいただければなというふうに思っております。ありがとうございました。

熊谷会長 今の御意見いかがでしょうか、課長なり、あるいは。

みどり公園課長 貴重な御意見ありがとうございました。

ちょっとトゲがあつたりとか、成ったら実を取られてしまうとか、いろいろな危惧がありますが、なかなかすばらしい御提案だと思いますので、ルールづくりとか難しい面もあると思いますが、一つのメニューとしてぜひ考えていきたいと思います。よろしく願いいたします。

熊谷会長 それでは、池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 すみません、まず最初に、この計画を平成29年ですか、4年前につくられたときに、ちびっこ広場についての予算はどういうふうになっていたんでしょうかということについて、事務局に説明をまずはお願いしたいと思いました。

といいますのは、ここに来て急にみどり公園基金をアスファルト工とか、あと案内サインですとか、それから給排水工とか、それから遊具とか、公園の再整備としては基本的に最初から予算に当然盛り込んであるべきものに対して、みどり公園基金を処分して使うというのは、これはみどりの推進審議会としては区議会に対する責任があるので、非常に大きな問題だと私は思います。

区の予算がなくなったからみどり公園基金をちびっこ広場に使います、整備内容は案内サインと個数はこうですというのでは、以前に区立おとめ山公園の用地買収と整備に基金を使

ったときにも、私はこの審議会の委員としていましたけれども、そのようなおとめ山公園のところ、あのようなもの、みどりと水が非常に大事だったわけですけれども、そういうようなところの買収、非常に区としても大事だし緊急を要する、でも、買収の費用がない、だからみどり公園基金を使いますというようなものとこれは明らかに違う話で、それに対しては我々は、もし4年前に予算要求があったとしたら、そのときの予算より何がどう多くなって足りなくなってみどり公園基金を処分するというような話になったのか、その経緯についてのきちっとした説明がないと、急にここでみどり公園基金の処分にちびっこ広場のお金を充てます、子供のだからいいでしょうというのは、おかしいのではないのでしょうか。

むしろ、先ほど福祉だとかそういうものであれば区長の目が向いているというのであれば、そちらのほうから出してもらおうような予算、私はかねてよりランドスケープのお金というのはそもそも少ないので、いろいろなところからポケットは持ってくるべきだと思っているので、今回のポケットは明らかに、子育て層を新宿区に呼ぶということに対して寄与する、先ほどもお話がありましたけれども、ですから、そうだとすれば福祉とか子育てのほうのお金から寄附をいただく、また、先ほどのお話で渋谷委員のお話にあったSDGs、この周辺の地域の企業並びにマンション業者などからお金を出していただく。特に先ほどお話があったようにゴムチップというのは、すぐに補修が必要になってきますので、今整備したからって3年、5年とずっともつものではありません。一部非常に温度が、先ほど藤田委員がおっしゃられたように、今の場所では幼児用の広場、私も大田区なんかで3歳児以下の幼児用に変えたところを幾つも知っていますけれども、やはり木陰がないとゴムチップは無理だと思うので、今のこの想定では木陰があるようにはちょっと見えないので、かなり乳幼児の遊び場とかインクルーシブのところあたりは、ちょっと計画に無理があると思います。

そもそもまずは最初の予算に対して何がどうオーバーしてこういうことになったのか、経過説明を求めます。

以上です。

熊谷会長 では、事務局、よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 平成29年に新宿中央公園の魅力向上推進プランをつくりました。公園を将来どうしていくかということで、これからの方向性、そういったものを示したものです。事業化に当たっては、財政当局とも相談しながらどういう形で区のお金を出していくかということで、都の補助金を取り付ける努力もしております。区の予算からも出すものも当然ございます。

そして、新宿中央公園の魅力向上を図るということで、区が目玉事業として芝生広場や多くの子供が集えるアミューズメントスペースもつくるといったことで、みどり公園基金の目的のみどりの公園等の充実に資する意味もありますので、いろいろ財源の充当の中からみどり公園基金を一部活用するという事となっております。財政部門とも詳細に調整して、そのときの財政状況、区の中の施策の位置づけ、そういったものを踏まえて、みどり公園基金を充当させていただきたいということでございます。

熊谷会長 池邊委員、いかがでしょうか。

池邊委員 今のだけだとあまり説明にはなっていないかと思います。当初の予算から入れてきたということではないですし、あと例えば先ほどの花の山だとか眺望の山だとかそっちのほうに使うというのであれば、オール新宿区民に対しても寄与しますので、あと緑化というみどり公園基金の使い方にも寄与するので、そういう説明が成り立つのかなというふうに思いますけれども、ちびっこ広場の案内サインとか園路広場工とか給排水設備工だとか、公園としては再整備すれば当然入れるべき土木工事一式に公園基金のお金が使われるというのは、目的外使用に一部当たるのではないかと思います。

みどり公園課長 公園の全体で幾らかかるか等は、企画部門を含めて詳細に検討していくわけですが、その中で補助金を充て込む、あるいは一部は今回のシュクノバのように公民連携の民間の資金を活用していく、あるいはまた、トイレについては2か所はネーミングライツということで、企業の事業者の名前をつける代わりにネーミングライツ料をもらっている、こういう形で民間資金も活用しております。

ちびっこ広場につきましても、区全体の子供が本当に魅力的なスペースということで集まって、いろいろな年代の人、また、障害のある方も含めて皆さんが自然の中で遊べる、憩えるという意味もありまして、みどり公園基金を区としては是非使いたいと考えているところでございます。

山本委員 今に関連して質問したいんですが、私もこういう基金にすごく関心を持っていて、ちょっと都市公園のほうではなくて、むしろ国立公園のほうで基金について考えているんですけども、基金って割とお金を出す側の人が出て、そして割と支出するときも自由に使いたりして、実は自由度の高い財源としてうまく活用すればいいんじゃないかなと思うところはあります。

今回のプランの中に、新宿区に住まわれている方が子供を連れてきて公園で遊ぶということも想定されるし、あと新宿駅はものすごい来街者が多い駅でもあるので、非常に不特定多

数の人が来られて、そういう人に対してどういうサービスを提供するかということも考える視点かなとは思いますが。

料金制度とか税制度というのがあって、例えば入湯税だとか宿泊税というのが最近よく導入されていますが、料金とか税制度はお金を出す側の人にかなり配慮した制度になっていますけれども、今回のような基金はそこまで配慮するものかどうかというのもちよっとあるんですが、せっかく自由に使える基金を積み立てているのであれば、ここで使わなきゃいけない何か理由というのがなきゃいけないのかなという気はしていますので、ただ、今コロナの状況の中で新宿区の公園の刷新を図る、そして新宿区の中央公園というのは割といろいろな顔を持っていて、いろいろなことが求められる公園なんで、そのあたりのロジックみたいなことをちゃんと組み立てておく必要があるのかなという気がします。

以上です。ありがとうございます。

熊谷会長 それでは、三浦委員ですか、はい。

三浦委員 どうもありがとうございます。三浦です。3点申し上げたいなと思って発言いたします。

まずちびっこ広場の避暑地というか避暑なんですけれども、区役所の前に藤棚みたいなものがあるんですけれども、ああいった藤棚を作るのはいかがでしょうかという御提案が1つ。

それと山崎委員がおっしゃったように、私も公園というのはただ遊ぶところの公園、憩いの公園、それとセキュリティのための公園というふうに防災の避難所を想定しています。それで山崎委員がおっしゃったように、レモンだとかオレンジだとかを植えること、私も大賛成なんです。果実というものを、糖분을補給するものを公園に植えるということは、災害拠点になっている公園に糖분이補給できる樹木を植えるということは大変、もし物資が届かない1週間とか、もしそこで果実ができるシーズンだったらいいと思うし、また、聞いていて冬にできる果実、夏にできる果実、そういうものを分散して植えれば食料の補給にもなるのかなと思っております。これが2点目。

3点目は、こちらの公園なんですけれども、中央公園なんですけれども、レストランができる、カフェができるということなんです、そこで収益が出ると思うんです。それで私、聞きそびれたのかもしれませんが。ダブったら申し訳ありません。収益が出た場合、その何%かを公園に出すという案はあるのでしょうか。それは3点目で質問となります。

以上3点です。よろしくお願ひします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお答えお願いいたします。

事務局（天井） まず、藤棚の御質問があったかと思うんですけども、今回のちびっこ広場ですとパーゴラという施設はもともとあるんですけども、もともと大きな木もたくさんあって、日陰になっていることから、特に新たなものを植えることはなかなか難しいのかなというところなので、ちょっと今のところは藤棚にするという計画はございません。

あと暑さ対策としては、もしかするとちょっと御質問から離れちゃうのかもしれませんが、ミスト噴水、ミストですね。これが今1か所ついているんですけども、今回、乳幼児の遊び場付近にもう一つ新たに設置する予定でおります。また、休憩スペース等の付近にはもともとある大きなケヤキを残して、日陰をしっかりとつくっていききたいなというふうに考えております。

みどり公園課長 避難所の関係ですけれども、新宿中央公園と周りの高層ビル街等含めまして広域の避難場所、一旦そこに集まってそれから学校等の避難所に移動するという役割を担っております。ですので、機能としては非常用のトイレだとか、あるいは災害時でも点灯する公園灯、そういったものの整備に力を入れております。先ほどの果実の話も含めて、これは非常に参考とさせて頂く御意見として今後承っていきたいと考えております。

また、レストラン、カフェ施設が令和2年7月から出来ております。実際、建物も全部事業者が造っていますので、なかなかまだ儲けが出るまでには至っていないのが実情です。ただ、将来、経済も安定して非常に収益も上がってくるようでしたら、何%を公園に還元するとかそういったシステムをつくりたいと考えており、情勢を見ながら事業者と協議を進めていく予定でございます。

熊谷会長 いかがでしょうか。

まだ御意見がたくさんおありだと思う……はい、どうぞ、太田委員、よろしく願いいたします。

太田委員 新宿区青少年育成委員会の太田と申します。

公園の件なんですけれども、遊具については十分に安全性を考慮した遊具が設置されるということなんですけれども、ただ、集まってくるお子さんが、乳幼児から中学生、高校生ぐらいまで、様々な年代の子供たちが集まってきて遊ぶということになりますと、当然危険な場面も想定されるわけですよ、むちゃをする子供もいるわけですから。そういう点で例えば監視員をつけて十分に配慮するのかどうか、また夜間、公園がどういうふうになっているか私は分かりませんが、子供たちのたまり場になって、ちょっと問題行動を起こすよ

うな子供が出るんじゃないかという可能性もあると思います。そういうところの防犯上の配慮もされるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願います。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局からお答えしますけれども、新宿中央公園はもともとブルーシートがずらっと並んでいて、ホームレスの方が公園を占拠しているというような状態がありましたが、それが今回の公園整備の中で多分もう一軒もないんじゃないでしょうか。どこに行かれたかはよく分かりませんが、一時新宿駅のすぐ横のトンネルみたいなところに移動されていたのですけれども、それもいつの間にかなくなって、そういう意味では新宿中央公園の整備が非常に役に立っていると考えられます。

あと一つは、きちんとした管理のためのシステムづくりはもう進んでいまして、警備員のガードマンの方が現在もう昼夜を問わず巡回しているということですので、ですから公園のデザインの中でそういうシートが張りにくくするのと、それから人の管理のほうから配置をするようなそういうシステムで何とかなってきたと思いますので、もしその御質問に対しては、いわゆる青少年教育の一環として、子供たちというか青少年が不健全な方向に行かないような場にするという意味では、ガードマンがある程度常駐しているということが効果を上げるんじゃないかと思えますけれども、事務局からお答えをお願いします。

事務局（天井） 今、会長がおっしゃったように、現在、警備員がほぼ子供が遊んでいる時間は巡回しておりますし、24時間公園内には警備員が常駐しております。こういった体制を、今後ちびっこ広場が再整備された後も継続して行って、安全確保を図っていきたいと考えております。

あと、ハード面で言いますと、今回、歩行者用園路と遊具のエリアを明確に分離するという形にしましたので、遊具のエリアだけを例えば夜間利用規制するというのも物理的には可能になってきます。したがって、今後利用状況を見ながら指定管理者とも協議しながら、どういう形で夜間対応するかということも、最初からなのかそれともオープンして状況を見てからなのかはあるんですけれども、ハード面からもそういった対応も可能かなというふうには考えております。

熊谷会長 いかがでしょうか。

池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 今回これが基金の処分であるから、私はやはり大きな問題だというふうに考えます。

山本委員が先ほどおっしゃられたように、基金というのはいろいろな形で使えるもので、ほかの区でもおとめ山公園の事例を基に、自分のところの区でも基金をつくろうかどうかということを検討している区もあります。ですから私としては問題にしているのは、これが処分ということで、今後おとめ山のような問題が起きたとき、あとは先生の近くでも、会長の近くでも何か用地の一部を買うか何かありましたよね。

熊谷会長 みどり公園基金ではやっていないんじゃないか。

池邊委員 あれはみどり公園基金じゃなかったでしたっけ。何かそういうようなときに使えるものが全くないというのは非常に難しいのかなと、当局、要するに予算当局がみどり公園課の方々に、公園の基金があるから、それ処分すりゃいいじゃないかというふうに言われるお気持ちは分かりますし、だからそういう形でやりたいというのは、やることになったというのは経緯は分かりますが、私たちが多分ですから今後10年を考えたときに、この基金を処分してしまうという裁定が、この今いただいたお金の詳細もないですし、この基金残高全部を使ってしまうという3億4,290万円、そうですね、この基金残高全部を使うということですよ、処分するということですから。

みどり公園課長 一部です。このうちの5,500万円です。

池邊委員 5,500万円。

みどり公園課長 そうなんです。本当に一部なんです。

池邊委員 でも、それは処分になるんですか。

みどり公園課長 言葉としてはこういう言葉を使っています。基金を一部使うということになります。

池邊委員 一部使う。それはどこに使うんですか。主な工事概要のところのとか案内サインの先ほどお話の中で、どこに使うのかというのをはっきりしていただければ。

事務局（天井） 工事のどこにというところを特に決めてはいないですけども、今回ですと工事費に対してみどり公園基金と都市計画交付金、都市計画事業でやっていますんでそういったお金、あと起債を活用して、全額いわゆる特定財源という特定の目的で使う予算で構成しているところになります。金額的に言うと工事費の20%程度がみどり公園基金を充当する金額になっているというところでございまして、もしかすると植栽とかの工事費をこの20%で賄っているという言い方ができる部分はあるかもしれませんが、みどり公園基金について明確に対象を決めて充当しているものではございません。

池邊委員 この予算額のうちのどこというのが分からないですね。令和3年とか4年とか。

みどり公園課長 そうですね。あくまでも全体の工事費の中のうちの、この部分は基金からということになっています。名目は公園等の充実のためにこの一部を使うということになります。

補足で説明しますと、おとめ山公園に大々的に基金を使いましたが、「区民ふれあいの森」ということで、新宿区の中で本当に全区民が来てほしいぐらいの、区民全体が使う自然の公園にするということで充当させていただきました。さらに新宿中央公園ですが、先ほど魅力向上プランを説明させていただきましたとおり、だれもが誇りと愛着をもてる「憩い」と「賑わい」のセントラルパークということで、本当に新宿中央公園を新宿のセントラルパークにしたいという大きな区の構想の下、魅力の詰まった区を代表する公園としたいということで考えております。ですので、今回の基金の公園等の充実、こういったものにおとめ山公園と併せて大事と考えまして、このような提案をさせていただいております。

熊谷会長 いかがでしょうか。池邊委員もおられたと思いますが、おとめ山公園の用地買収のために基金を使用する案件は、やはりここの審議会に提案されまして、いろいろ御審議いただいたんですが、そのときはそれほど異論がなくお認めをいただきましたが、実際にはおとめ山公園も、植栽とかみどりだけじゃなくて用水路の整備とかいろいろな工事をやっておりました。最終的な緑化利用をするための総合的な工事ということでしか、こういう緑地工事はなかなか説明のしようがないのですが、新宿中央公園は、もともと東京都が公園として持っていたのを、ちょうどもう50年ぐらいたちますかね。新宿区へ移管して、それをそのまま引き継いで、かなり管理費もかかっているんですが、それを継続して使用していただいていますので、新宿区民以外の利用者も大勢いらっしゃいます。それから私なんかは喜ぶんですが、現在はあそこで夏場はビアホールでビールが飲めるんですよね。ですからそういう新しい利用もできて、結構それものにぎわっています。

それともう一つは、今あそこの新宿中央公園の将来計画について区だけでなく幾つかの協議会をつくって、もちろん小田急や京王といったところも入って考えている。あるいは先ほどちょっと触れました都の公園から区の公園に移管されたということで、指定管理という区にしてはそれまでやったことのない初めての事業として、今、専門の専門家による財団が入ってもらって管理をしているということですので、その一環としてあそこが昼夜警備員が巡回するようなシステムになっているということでございます。

そんな経緯もございまして、この予算の使い方、細部についてはちょっとまだきちんと御理解いただけないこともあります。今までの経緯はそういうことで、かなりいろいろな区

民以外の方まで含めたそういう利用を前提として、快適な利用とそれから安全な利用を考えてやっているということでもあります。

その中で子供の、近隣の子供も含めた子供だけの施設整備とかそういう観点からだけで捉えると、やはりちょっといろいろな問題が出るのかなというふうに思っておりますので、会長としては、また今後とも委員の方からいろいろな御質問が出れば、事務局のほうで随時調査しお答えをしていくというふうにさせていただいてよろしいでしょうか。まかりならんということであれば8時ぐらいまで議論をいたしますが、この辺でちょっと御勘弁をいただいて、一応最初に御予定をいただいた2時間から20分ぐらい延びていますが、この際言うておこなきゃならないというような御意見が御質問があれば、ぜひ御遠慮なくお伺いしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

池邊委員 すみません、やはり当初の予算となぜこんなふうにかい離が出て、処分の一部ということですけども、ここで急にみどり公園基金の処分をすることになったのかということについては、説明がないと区議会に対しての責任が我々としては取りかねると思います。

先ほど会長がおっしゃっていた、おとめ山公園でも整備工事費の一部に使ったというのは、おとめ山公園が特別に急に買収することになったからですね。でも、今回の魅力向上案というのは、先ほどお話がありましたように都から区に替わって、それから魅力向上案がつくられて、この全体の構成予算の中で先ほどの花の山だとかそういうものの中でやられてきて、最終的にこのちびっこ広場になったということなんで、ですからそこに、そういうことであればどういうふうに変わってきたのか。あるいはちびっこ専門にする話が当初はなかったとか、ゴムチップにするとかそういうものはなかったというのであれば、そういう話として入れて、ですからそういうところについては、私は福祉のほうから予算を求めてもいいんではないかというふうに考えますので、ぜひそのあたりも含めてちゃんとした予算、当初の予算とどういうふうに目的が変わったのかという部分を含めて、私どもが区議会に対してみどりの推進審議会として責任が取れるような資料を提出していただければと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

斎藤副会長 時間が過ぎていきますけれども、おとめ山公園のときは、底地を新たに買うということで、普通の公園行政含めて新しい公園を用地買収をするということは不可能というふうに思っていたものが、こういう基金を使ってできたというのはすごいと思います。

今回はこういう話なんですけれども、今、民活でいろいろな外部資金を入れてやるようなこともいろいろやられているし、私は財政とか基金とかは全く知りませんが、今の情

勢の中で多分いいほうに解釈すると、ちびっこ広場に民間からお金が出ない、区内からもお金が出ないので、ここの予算を使うという何か働いたのかなというぐらいのことで、ただ、それがこの予算を処分してしまうとどんどん先細っていくので、おとめ山公園みたいなそういう用地を、底地を買うということはできなくなるという心配があるので、それほど素人考えですけども、区役所の中でもそういう貸し借りというんですか、今回はここから出すけれども、これは貸しだからねみたいなこととか、いろいろな運用とか福祉の在り方も多分そうだと思うんですけども、それをどうこうということでは全くないんですが、今回についても近々に進められていて、私はここで賛成というか承認とかということでもいいと思うんです。

ただ、説明に関しては、池邊委員を含めて我々が分かるように説明してくれということでもなく、やっぱり戦略的にいろいろ動かれているでしょうから、そういう意味でちょっと納得させてほしいなというあたりはあるのかなというふうに、なので、私は賛成ですというのが私の意見です。賛成という言い方でもないんですけども、池邊委員にも賛成なんですけれども、ここで承認するというふうにしていただければというふうに私からみたいです。

みどり公園課長 すみません、なかなか区の財政の仕組み等、簡単ではないため、私の説明が悪くて申し訳ありませんでした。基本的におとめ山公園もこの基金で買ったというよりは、国の補助金をたくさん取り付けて、そして一部に基金を充当したという状況でございます。ですので、区としましては、みどりの創出・保全、充実に資するお金の一部は基金を活用しながらという姿勢があります。

全体の見え方でいろいろ誤解もあったようですが、今回も、本当に3億4,000万円のうちの一部を使わせてもらうということで、当然補助金もたくさん入れておりますし、その点では少し誤解があった面もあるのかなと思っております。説明について必要でしたらまた再度資料等は作らせていただきますが、この段階ではぜひ認めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

熊谷会長 これをまた議会へ出すんじゃないですか。前はおとめ山のときもこの処分については、再度議会に出して承認をいただかなかったかな。それであれば問題ないんですけども、私の記憶違いかもしれない。

みどり公園課長 これは特に議会には出さないです。

熊谷会長 おとめ山公園のときはあった気がするのですが、違いましたか。

みどり公園課長 それも出していません。

熊谷会長 出していない、ああ。

では、池邊委員はなかなかしつかりされた方なのでまだ納得されていないようですので、事務局でもう少し詳しい資料を出して御説明を申し上げるということで、次の御予定のおありの委員もいっぱいいらっしゃると思いますので、ほかに何か御意見、御質問おありでしょうか。

藤田委員。

藤田委員 私が理解したのは、このちびっこ広場を造るのにさっきの話ですと総金額としては2億7,500万円ぐらいかかると、その中の20%をこの基金から拠出してもらおうという話ですよ。その20%だったら修景施設とかその辺の金額が多分20%ぐらいで収まると思いますので、そういう使途だということを書いていただければ、それで皆さん納得すると思うんですよ。いかがでしょうか。

熊谷会長 何かうなずいておられる委員が多いような気がしますが、いかがでしょうか。

池邊委員のおっしゃりたいことは、大切な基金なので使用目的をきちっと理解できるように説明を受けてそれでということ、それで金額についてはそれほど問題にはされていないけれども、基金の使用目的をもうちょっとしっかりと理解できるように説明しろということのようでございますので、その背景には、区として大きいのは、区の財政が特に予想していなかったコロナ禍のおかげで非常に逼迫していると、そういう中でやり取りをしている中で公園の中のちびっこ広場については、整備にみどり公園基金の取崩しをしますと、それを利用したいというようなことですので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

山本委員、よろしいですか。池邊委員、よろしくないですか。

池邊委員 いいですけども、とにかく予算部門の中でランドスケープ、公園というのは弱いので、そこはしっかりしてほしいということと、ほかのポケットがあるということもやっぱり、コロナ禍でというのはどの区も一緒に、ほかのところは公園とか街路樹にグリーンインフラということでお金を入れているときに、福祉を掲げながら子供のところにお金は入れられないというのはおかしい論理ではないかと思うので申し上げた次第でございます。コロナ禍だからこそみどりにお金、みどりと子供にお金を出すという判断があってもいいのではないかとこのように思います。コロナ禍で子供たちが遊ぶところは大事と、そういうロジック

になぜならないのでしょうかという話でございます。

結構でございます。

熊谷会長 承りました。では、私のほうで少し事務局と補足説明について調整したいと思います。

池邊委員 はい、会長一任ということでよろしく願いいたします。

熊谷会長 それで引き取って、池邊委員に御満足のいけるまでいろいろな意見交換をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

予定を30分ほどオーバーしましたが、どうぞ御容赦をいただきたいと思います。

◎連絡事項

熊谷会長 それでは、最後に連絡事項について、事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 長時間の御審議、本当にありがとうございました。

次回の審議会につきましては少し先になりますが、令和4年8月下旬から9月上旬を予定しております。委員の皆様には改めて御連絡をさせていただきます。

また、小委員会につきましては、急を要する案件が生じた場合は、会長に御相談の上、その都度開催させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎閉会

熊谷会長 それでは、本日の令和3年度第2回新宿区みどりの推進審議会は以上で閉会とさせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。

午後4時33分閉会